

大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）実施要領

第1 趣 旨

この事業は肥料価格高騰の影響を受けにくい生産体制づくりを進めるため、地域資源である畜産堆肥を活用し、化学肥料の使用量や肥料コストの削減に向けた取組の強化を図るため、畜産農家の堆肥生産供給体制整備を行うことを目的として、以下の事業を実施する。

第2 事業種類及び事業内容

1 堆肥舎等の建設や改造、補改修並びに附帯設備の整備

事業実施主体が高品質堆肥製造および畜産堆肥の円滑な流通供給を図るための施設整備に係る取組を支援する。

2 堆肥の高品質化、流通強化を実施するための機械整備

事業実施主体が高品質堆肥製造および畜産堆肥の円滑な流通供給を図るための機械の導入に係る取組を支援する。

3 堆肥の輸送車両、散布機械等の整備

事業実施主体が畜産堆肥の円滑な流通供給を図るための車両・機械の導入に係る取組を支援する。

事業内容	補助対象	上限単価
堆肥舎等の建設や改造、補改修並びに附帯設備の整備	施設整備 補改修	59,000円/m ² 59,000円/m ²
堆肥の高品質化、流通強化を実施するための機械整備	発酵攪拌装置 密閉型乾燥機 堆肥成型化装置 自動袋詰装置等	なし
堆肥の輸送車両、散布機械等の整備	特装車両 堆肥散布機械等	なし

第3 事業実施計画

事業実施主体は事業実施計画を策定し、事業実施計画承認申請書（第1号様式）及び（第1号様式の1）並びに別に定める添付資料を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

知事は申請書の提出があった場合は、内容を審査し、適切と認めるときは事業実施主体に事業実施計画承認書（第2号様式）を交付するものとする。

第4 利用状況報告

第2の事業により堆肥舎等の建設又は機械等の整備を行った事業実施主体は、事業完了年度の翌年度より3カ年間、年度末の堆肥供給状況を取りまとめ、状況報告書（第3号様式）を翌年度の6月末日までに知事に提出するものとする。

第5 事業実施主体

事業実施主体

本事業の実施主体は、次の（１）から（１０）までのいずれかに該当する者であって、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有するものとする。

- （１）認定農業者および認定新規就農者
- （２）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- （３）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- （４）株式会社又は持分会社であって、農業に係る業務を主たる事業として営むもの。
- （５）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
- （６）事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- （７）公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（寄附行為又は定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- （８）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- （９）農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
- （１０）地方公共団体

第6 事業対象者の除外

事業実施主体が行う第2の事業のうち、次に該当する者及び次に該当する者を含む団体等を事業対象者として行う事業に要する経費については対象外とする。

- （１）大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- （２）法人で、その役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの
- （３）暴力団員等が、その活動を支配するもの

第7 推進指導

この事業の実施にあたっては、県（振興局、家畜保健衛生所、農林水産研究指導センター畜産研究部）の職員、市町村の職員、農業協同組合等の職員は連携して、農家の巡回指導等を行い適正な事業の遂行に努めるものとする。

第8 振興局長に事務委任した事業

振興局長に事務委任した事業については、規則及びこの要領中の「知事」は所管の「振興局長」と、様式中の「大分県知事」は所轄の「振興局長」と読み替えるものとする。

第9 経営管理

この事業を利用した者は、自己の経営管理に努めるものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は令和4年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）から適用する。

(第1号様式)

大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）計画承認申請書
（事業分）

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者の職氏名

年度において、別紙のとおり事業を計画したので、計画を承認されるよう、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）実施要領第3の規定により申請します。

(第1号様式の1)

事業実施計画書

堆肥舎等施設整備

事業実施者氏名 (消費税：原則課税・簡易課税・免税)	畜種	飼養頭数	施設区分	実施面積	単価(m ²) (税抜き金額)	事業費 (うち消費税額)
						円 ()
合計						

高品質堆肥製造機械整備

事業実施者氏名 (消費税：原則課税・簡易課税・免税)	畜種	飼養頭数	内容規格	単価 (税抜き金額)	事業費 (うち消費税額)
					円 ()
合計					

堆肥輸送散布等整備

事業実施者氏名 (消費税：原則課税・簡易課税・免税)	畜種	飼養頭数	内容規格	単価 (税抜き金額)	事業費 (うち消費税額)
					円 ()
合計					

- (1) 堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあつては設計図面
- (2) 堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあつては実施位置図
- (3) 高品質堆肥製造機械整備及び堆肥輸送散布等整備にあつては、導入する機械等の規格及び能力（特装式輸送車両にあつては規格及び特装仕様）を証する書類
- (4) 見積書
- (5) 畜産堆肥供給計画書 別紙3
- (6) 認定農業者の場合は農業経営改善計画認定書の写し、認定新規就農者の場合は青年等就農計画認定書の写し
- (7) 誓約書 別紙2
- (8) 規約や定款等、事業実施主体の活動内容が確認出来る資料（交付申請者が任意団体の場合）
- (9) その他知事が必要と認める書類

(第2号様式)

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）計画承認書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で計画承認申請のあった 年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）計画については、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）実施要領第3の規定により承認します。

(第3号様式)

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）利用状況報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者の職氏名

年度における利用状況を大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）実施要領第4の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

別紙1

別紙 1

大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）利用状況報告

（ 年度実施分）

事業 実施者	事業 内容	堆肥流通実績			備考
		上段には流通実績（t/年） 下段には流通品目（ムギ、ネギ等）			
		年度	年度	年度	

別紙2

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

別紙3

高品質堆肥供給計画書

事業実施主体名 () 畜種 ()

	耕種園芸品目	供給地域	供給面積	供給量
現状				
計画				

※供給地域については地区名までを明記すること